

附帯決議案提出書

議案第3号 横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例
に対する附帯決議（案）

附帯決議案を、横手市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年3月23日

提出者 横手市議会産業建設常任委員会
委員長 菅原正志

横手市議会議長 寿松木 孝 様

理 由

「横手市交流センター設置条例」について、今後、当該施設の運営実態と当該条例全体の規定内容との整合性が図られるよう、使用料の条項など早期に見直しを検討し、適正な改正を行う必要がある。

議会案第 2 号

議会案第 3 号 横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例 に対する附帯決議

当該一部改正条例は、横手市交流センターにおいて横手市 Biz サポートよこて事業を実施するため、条例第 3 条の構成する施設に Biz サポートよこてを加え、別表から研修室 4 を削り、使用料は条例に規定しないとするものである。

市当局の説明によると、地方自治法（昭和 22 年法律第 46 号）第 244 条の公の施設は、住民であれば誰でも利用できることが要件だが、Biz サポートよこては、特定の要件を満たす事業者が事前に登録した後に利用することから、公の施設には該当せず、条例中に使用料を規定する必要はない、とのことであった。

しかし、地方自治法の解説によると「住民であれば誰でも利用できること」という部分については、住民全部を対象としなくても、Biz サポートよこてのように利用者が合理的に一定の範囲に限られた場合であっても公の施設として良いとされている。

また、今回の Biz サポートよこては、公の施設である横手市交流センターの一部を改修し実施するものであり、施設全体が公の施設であるにもかかわらず、その部分のみを公の施設から外すという考えは、到底理解し難いものである。さらには、条例制定権を拡大するという地方分権一括法の趣旨からも、Biz サポートよこては公の施設として、条例で使用料を定めるべきものとする。

Biz サポートよこての事業推進に関しては異論はなく、大いに取り組むべきものであるが、このままの内容では、当該条例で定める使用の許可、制限などのその他の規定についても適用外となることから、訴訟などが起きた場合、大きな問題が生じることも懸念される。

よって、次の事項の実施について、強く求めるものである。

1. 今後、当該施設の運営実態と当該条例全体の規定内容との整合性が図られるよう、使用料の条項など早期に見直しを検討し、適正な改正を行うこと。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 23 日

横手市議会